

公募によらない指定管理者選定に関する指針

1 本指針の目的

本指針は、公募によらずに指定管理者を選定する場合の、長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第2条で定める「合理的な理由がある場合」や手續等を定めるものである。

2 条例第2条で定める「合理的な理由がある場合」

条例で定める「合理的な理由がある場合」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- (2) 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合
- (3) 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- (4) 長野市PFI事業等審査委員会の審議対象となる事業（以下「PFI事業等」という。）により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合
- (5) 指定管理者を選定後、指定管理業務開始までの間に、当該候補者を指定することが不可能になった場合又は選定の基準に適合しなくなった場合
- (6) 指定管理者の指定を取り消した場合に、当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められる場合

3 公募によらない指定管理者の選定手續

公募によらずに指定管理者を選定する際の手續について、次のとおりとする。

- (1) 条例に定める書類の提出
当該候補団体に条例第4条各号に定める書類の提出を求めるものとする。ただし、PFI事業等により管理運営を行う施設は除く。
- (2) 当該候補団体の審査
当該候補団体の審査は、指定管理者選定委員会が行うものとする。ただし、PFI事業等により管理運営を行う施設は除く。

4 その他

この指針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

この指針は、令和元年7月12日から施行する。